

意見書案第 34 号

選択的夫婦別姓導入のための法改正を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和元年 12 月 20 日

大津市議会議長

近 藤 眞 弘 様

提 出 者 濱 奥 修 利

佐 藤 弘

改 田 勝 彦

高 橋 健 二

中 田 一 子

選択的夫婦別姓導入のための法改正を求める意見書

住民票やマイナンバーカードに戸籍名と旧姓を併記できる制度が始まっている。結婚後も職場などで旧姓を通称として使用する女性が増えていることを受け、政府が女性活躍推進策の一環として実施したもので、あわせて運転免許証への旧姓併記も検討が進められているところであり、これらの制度の導入により、銀行口座の開設をはじめ、生命保険や携帯電話などの契約で旧姓を使用する際、本人確認の証明が容易になる。

旧姓を使いやすくすることは、社会的な業績や経歴の継続性を確保する点でも重要であり、今般の旧姓併記の導入は女性活躍の推進に有効であるが、今後は結婚後も希望に応じて夫婦がそれぞれ結婚前の姓を名乗ることができる選択的夫婦別姓の導入についても議論を進めるべきである。

日本では現在、民法で夫婦同姓と定められており、夫の姓を選択する夫婦が9割以上に上っている。このため、多くの女性は結婚後に姓が変わり、それに伴う不利益を引き受けなければならない。また、望まない改姓を強制されるようなことになれば、人権侵害となる恐れもあることから、自らの姓は本人が選択できるようにするべきである。

夫婦や親子で姓が異なると、家族の一体感が損なわれるのではないかとの意見もあるが、内閣府が2017年に実施した調査では、家族の一体感に「影響がないと思う」との回答が64.3%で「弱まると思う」との回答の倍以上であり、夫婦で姓が異なることに対する抵抗感は弱くなっている。現在、夫婦同姓を義務付けている国は日本だけであり、女性の社会進出や活躍を一層促進するためにも、選択的夫婦別姓の議論を加速させるべきである。

しかしながら、一方で現状は同姓の夫婦が多く、夫婦同姓が社会的に定着していることは留意すべき事実である。特に、夫婦が異なる姓を名乗ることで、子どもにどのような影響が生じるかについては、入念に調査する必要がある。仮に、いじめなどが起こり得るならば、制度導入のための個性や違いを尊重する教育などの環境整備も必要と考えられる。

よって、国及び政府においては、導入に係る検討を慎重に進めた上で、立法府の責任のもと、選択的夫婦別姓を女性活躍の推進並びに男女平等男女共同参画に必要な制度として認め、多様な生き方ができる社会の実現に向け、選択的夫婦別姓導入に必要な法改正を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 12 月 20 日

大津市議会議長 近 藤 眞 弘

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長

あて